

茨城県内科学会会則

【名 称】

第1条 本会は茨城県内科学会と称する。

【目 的】

第2条 本会は茨城県内の内科医師の学術、診療の交流・振興をはかり、医療の進歩に資することを目的とする。

【事 業】

第3条 本会は前条の目的を達成するために学術集会、講演会等を開催する。

【会員の資格】

第4条 本会の会員は、茨城県に在住または勤務する内科医師とする。

【役 員】

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 幹事 若干名
4. 監事 1名

【役員の委任、選出】

第6条 幹事は会員からの自薦、他薦で選出する。

2. 会長は幹事の互選による。
3. 副会長、監事は幹事の中から会長が指名する。
4. 会長は会員の中から若干名の幹事を追加指名することができる。

【役員の任期】

第7条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じた場合、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

【会長、副会長、監事】

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代行する。
3. 監事は本会の会計を監査する。

【幹事会】

第9条 幹事会は会長、副会長、幹事をもって構成し、会の活動を推進する。

2. 幹事会は学会、講演会などの集会を企画する。
3. 定例幹事会は原則として学術集会開催時に開催する。
4. 会議は会長が招集し運営する。

【学術集会】

第10条 本会は年3回の学術集会を開催する。

2. 学術集会の演者は招待講演を除き、本会会員であることとする。
3. 学術集会の共同演者は、本会会員であることを原則とする。

【運営費】

第11条 本会の運営の費用は、県医師会補助金をもって当てる。

【決算および監査】

第12条 本会の会計は毎年3月31日までに決算し、監事の監査を受けなければならない。

【会計年度】

第13条 本会会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

【事務局】

第14条 事務局は土浦協同病院内に置く。

【会則の変更】

第15条 会則の変更は幹事会で討議決定する。

【その他】

第16条 この会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は幹事会の議を経て会長が決定する。

【附 則】

1. この会則は平成16年11月7日より施行する。